

○木曾広域連合議会の定例会に関する規則

〔平成 11 年 6 月 1 日
規則第 41 号〕

改正 平成 22 年 7 月 16 日 規則第 6 号

木曾広域連合議会は、毎年 2 月、5 月、8 月及び 11 月にこれを招集する。ただし、必要があると認めるときは、繰り上げ、又は繰り下げることができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 22 年 7 月 16 日規則第 6 号）

この規則は、平成 22 年 7 月 16 日から施行する。